

令和6年度赤い羽根共同募金配分事業  
当事者団体活動助成要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目的

すべての人が心豊かに安心して暮らせるために、同じ目的や悩みを持つ人の仲間づくり、生きがいつくり、交流などを支援し、当事者団体活動の活性化を目的とします。

2. 対象

京丹後市内を活動拠点とする当事者団体

3. 期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

4. 内容

当事者団体活動への助成

- ①当事者団体内の交流活動
- ②地域交流活動
- ③研修会、学習会など

5. 助成金

会員数をもとに算出した金額を上限として助成します。

10人以下	10,000円	31人～40人	25,000円	61人～70人	40,000円
11人～20人	15,000円	41人～50人	30,000円	71人～80人	45,000円
21人～30人	20,000円	51人～60人	35,000円	81人以上	50,000円

\*助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

\*他団体または他団体を実施する事業への助成はできません。

\*活動状況によって返戻していただく場合があります。

\*赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

6. 助成金の使途

当事者活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

(茶菓子代、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など)

\*外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

\*税込み10,000円以上の備品は該当しません。

## 7. 申 請

様式1・2を記入のうえ提出してください。

提出期日：令和6年5月31日（金）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

## 8. 報 告

様式4・5に活動内容がわかる資料（案内文書や写真など）、レシートまたは領収書（写し）、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和7年4月1日（火）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

## 9. その他

- 事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- 申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。